

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
131113	東京都	大田区	— (-1.47)	— (-1.99)	-2.1	— (-78.8)

(注1)実質赤字比率及び連結実質赤字比率における『—』は黒字を示す。

(注2)将来負担比率における『—』は、将来負担額よりも充当可能財源が多いことを示す。

(注3)実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の括弧内の比率は、算出した比率を実数で表したものである。

(単位：%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
183,913,231	0					

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上記のとおり健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告する。

令和6年9月13日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

(写)

6大監発第10144号  
令和6年8月28日

大田区長  
鈴木晶雅様

大田区監査委員 河野秀夫  
大田区監査委員 鳥海伸彦  
大田区監査委員 湯本良太郎  
大田区監査委員 小峰よしえ

令和5年度 大田区財政健全化に関する審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和5年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和 5 年 度

(2023 年度)

## 大田区財政健全化に関する審査意見書

大田区監査委員

令和5年度大田区財政健全化に関する審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和5年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和6年8月28日

大田区監査委員 河野 秀夫  
大田区監査委員 鳥海 伸彦  
大田区監査委員 湯本 良太郎  
大田区監査委員 小峰 よしえ

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、大田区監査基準に準拠して審査した。

### 2 審査の期間

令和6年5月29日から同年8月26日まで

### 3 審査の方法

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として、計数の確認、証拠書類等の照合及び説明聴取等により審査を実施した。関係部局等からの説明聴取は、令和6年8月16日に実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であり適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度 （参考）	令和3年度 （参考）	早期健全化 基準	財政再生 基準
<b>実質赤字比率</b> 〈一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	11.25	20.00
<b>連結実質赤字比率</b> 〈一般会計等の実質赤字額に3公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	16.25	30.00
<b>実質公債費比率</b> 〈一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均〉	△2.1	△2.6	△2.6	25.0	35.0
<b>将来負担比率</b> 〈一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	350.0	

【備考】 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担比率がない場合は、総務省の記載要領により「—」で表示した。

## 第3 意見

令和5年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政が健全であることを認めた。

報告第 35 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	庁有自転車による負傷及び車両損傷事故	61 万 8,400 円	令和 5 年 1 月 11 日午前 8 時 40 分頃、職員が西蒲田五丁目 13 番先の道路を庁有自転車で走行中、正面から走行してきた相手方 A の自転車を避けようとハンドルを切ったところ、相手方 A と同方向であったため、正面衝突して双方が転倒し、相手方 A が負傷したほか、その際、庁有自転車に並走していた相手方 B の自転車と転倒した職員が接触したため、相手方 B が負傷し、当該自転車が損傷した。  (まちづくり推進部)
		令和 6 年 8 月 23 日	

報告第 36 号

仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（I 期）請負契約の専決  
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 45 億 9,360 万円

今回変更後金額 金 46 億 875 万 8,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 7 月 24 日

（説明）

令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決された、仮称大田区大森西二丁目複  
合施設新築その他工事（I 期）請負契約について、地中障害物が発見され、撤去  
処分する必要が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 37 号

大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事  
(Ⅱ期) 請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 18 億 1,516 万 7,200 円

今回変更後金額 金 18 億 2,244 万 7,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 7 月 17 日

(説明)

令和 5 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事(Ⅱ期) 請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処分する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 38 号

仮称大田区田園調布せせらぎ公園体育施設新築その他工事請負契約の専決  
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 12 億 6,115 万円
第 1 回変更後金額	金 12 億 9,520 万 6,000 円
今回変更後金額	金 12 億 9,856 万 1,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 7 月 11 日

(説明)

令和 4 年第 3 回区議会定例会において議決された、仮称大田区田園調布せせら  
ぎ公園体育施設新築その他工事請負契約について、外構工事で使用する土を追加  
したことなどのため、一部変更した。

報告第 39 号

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事請負契約  
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 1 億 6,830 万円
第 1 回変更後金額	金 1 億 7,248 万円
今回変更後金額	金 1 億 7,569 万 2,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 7 月 26 日

(説明)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校  
校舎（棟番号①－3ほか）取壊し工事請負契約について、アスベスト含有建材を  
処理する必要があることなどのため、一部変更した。

報告第 40 号

大田区立矢口西小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額	金 1 億 4,300 万円
第 1 回変更後金額	金 1 億 4,705 万 9,000 円
今回変更後金額	金 1 億 5,006 万 2,000 円

2 専決処分日

令和 6 年 7 月 19 日

(説明)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について、夜間や休工時の歩行者の安全を考慮し、車両防護柵を設置したことなどのため、一部変更した。